

平成 25 年 住宅・土地統計調査の概要

岐阜県環境生活部統計課

【調査の概要】

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）であり、住宅土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）に基づいて実施した。

3 調査の時期

平成 25 年 10 月 1 日午前零時現在

4 調査の対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯、約 350 万住戸・世帯（岐阜県、約 6 万住戸・世帯）を対象とした。

5 抽出方法

平成 22 年国勢調査の調査区から、市区町村の人口規模別に調査区抽出率を設定し、約 21 万調査単位区（岐阜県、3667 調査単位区）を抽出した。

6 調査事項

平成 25 年住宅・土地統計調査では、世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

- (1) 住宅等に関する事項
 - ア 居住室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 敷地面積
 - エ 敷地の所有関係に関する事項
- (2) 住宅に関する事項
 - ア 構造
 - イ 腐朽・破損の有無
 - ウ 階数
 - エ 建て方
 - オ 種類
 - カ 建物内総住宅数
 - キ 建築時期
 - ク 床面積
 - ケ 建築面積
 - コ 家賃又は間代に関する事項
 - サ 設備に関する事項
 - シ 増改築及び改修工事に関する事項
 - ス 世帯の存しない住宅の種類別

(3) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

(4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項
- カ 子に関する事項

(5) 住環境に関する事項

(6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 所在地
- ウ 面積に関する事項
- エ 利用に関する事項

7 調査の方法

調査は都道府県知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布・収集する方法により行った。

調査の流れは、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員―調査世帯 である。

なお、平成 25 年住宅・土地統計調査では、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）も可能とした。

8 調査結果の利用上の注意

- (1) 標本誤差による推定値であるため、統計表の数値には標本誤差を含んでいます。

標本誤差については「標本抽出方法及び結果の推定方法」総務省統計局HPをご覧ください。
- (2) 統計表の数値は、表章単位未満の位で、四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- (3) 全国及び都道府県は、10 位を四捨五入して、100 位までを有効数字として表章しています。
- (4) 市区町村は、1 位を四捨五入して、10 位までを有効数字として表章しています。
- (5) 乙調査票による集計結果は、100 位を四捨五入して 1000 位までを有効数字として表章しています。